

やよい保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 株式会社が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やよい保育園
- (2) 所在地 寒河江市栄町8-14

(施設の目的及び運営方針)

第2条 やよい保育園（以下当園という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚労告141号）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 保育士 6名（常勤専従3名、非常勤3名）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動が出来るよう保育を行う。

(3) 栄養士 1名（非常勤）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食に係る献立を作成する。

(4) 調理員 2名（非常勤2名）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（保育を提供する日）

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日を含み、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

（保育を提供する時間）

第6条 当園の保育時間は次のとおりとする。なお、開所時間は利用子どもの保育希望時間により短縮することがある。

(1) 基本時間 午前7時から午後6時までの11時間

(2) 延長保育 午後6時から午後7時まで

(3) 開所時間 午前7時から午後7時まで

（利用者負担その他の費用の種類）

第7条 保護者は、次の各号区分による利用料等を原則口座振替により当園へ支払うものとする。なお、利用料等について口座振替以外の方法で徴収した場合は、領収書を発行するものとする。

(1) 定期利用

【企業枠・地域枠共通】

月額

0歳児 37,000円

1歳児 10,000円

2歳児 10,000円

(2) 無償化対象者の利用料

住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性のある子どもは無償とする。

(3) 一時預かり

4時間以上 昼食あり 2,000円

昼食なし 1,800円

4時間未満	昼食あり	1,200円
	昼食なし	1,000円

(4) 延長保育料

18時以降	30分毎	150円
-------	------	------

2 第1項に定めるもののほか、当園の教育・保育を提供にするにあたり、保護者負担が適当と考えられる費用については、当該費用の必要性について保護者に説明し、同意を得られて場合に限り、保護者から実費負担を受けるものとする。

(利用定員)

第8条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

企業枠	6名	年齢	0歳児	1歳児	2歳児
地域枠	6名	定員	4名	4名	4名

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第9条 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、その利用する子どもの保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。

2 当園の利用園児が次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当しなくなった時。
- (2) 保護者から当該利用の取消しの申し出があった時。
- (3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当園は、保育・教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。

2 当園管理下において、保育・教育が提供されている際に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第11条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通

報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第12条 当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第13条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等、苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第14条 当園は安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 当園は、厚生労働省が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則りアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。

3 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

4 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、児童育成協会にも報告する。

(職員研修の実施)

第15条 社会福祉に従事する職員として、福祉に対する観念と事務及び技能の研修を図るため必要と認められる研修を実施する。

(健康管理・衛生管理)

第16条 当園では、園児に対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」の則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(秘密の保持)

第17条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第18条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 保育・教育の実施に当たっての計画 | 5年間 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5年間 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間 |
| (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間 |

附則

この規程は令和3年3月22日から施行する。

